

外国人創業活動に関する特例について

規制改革の内容

現行

創業外国人の特例では、

- ・ 入国(上陸)
 - ・ 在留資格「留学」からの在留資格の変更
- をする外国人を対象としている



特例措置

外国人起業活動促進事業(経産省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める

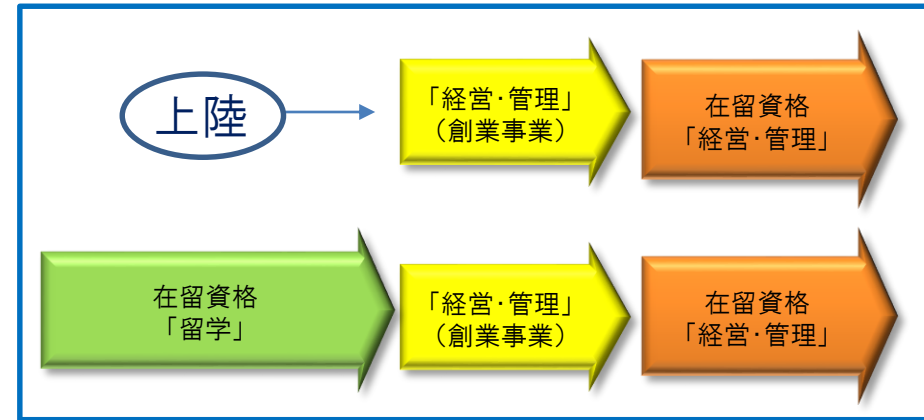


効果

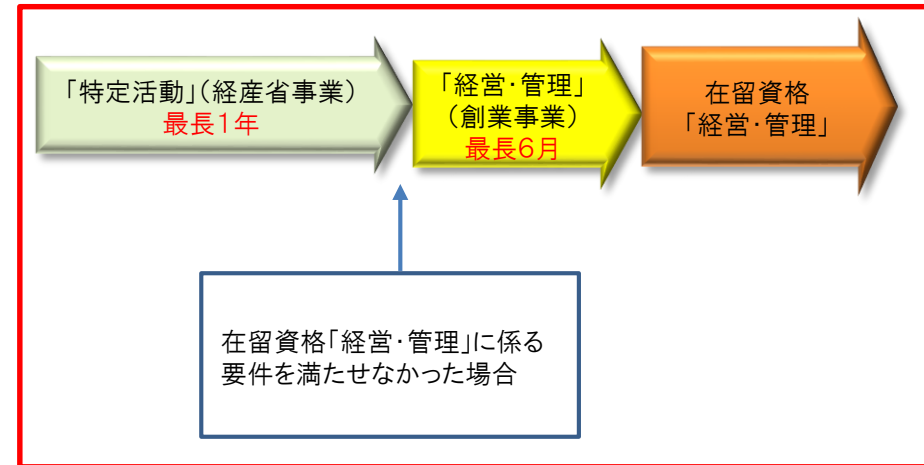
外国人起業家等の更なる受入れの促進

規制改革の概要

現行



追加



創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- ・事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等の要件確認が必要



特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予



効果

外国人起業家等の受入れ促進

規制改革の概要

海外

日本で創業!

創業希望外国人

【創業を希望する外国人】
自治体に事業計画を提出、確認

入国(上陸)審査



【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員 or 500万円以上の出資金等

6月以内に満たせばよい!

特例

上陸許可(6月)

創業活動

在留審査(期間更新)

要件確認

在留継続

6月



地方公共団体が起業支援を行う場合における 在留資格「経営・管理」の事業規模要件に係る取扱いについて

事業規模要件

在留資格「経営・管理」の事業規模要件(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令)

- 一 (略)
- 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。
 - イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員(中略)が従事して営まれるものであること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
 - ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。

本件取扱いのポイント

現 行

【資本金の額又は出資の総額】

申請人が全額負担

0

500万円
以上

今 後

申請人の負担額

地方公共団体の
負担額

0

最大200万円まで考慮

本件取扱い適用の要件

- 地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居すること。
- 地方公共団体が事業所に係る経費(申請人の占有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。)を申請人に代わり負担していると認められること。
- 地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額(事業所に係る経費のほか、起業支援に係る経費を含む。)を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となること。

本件取扱い適用の効果

- 在留資格「経営・管理」の事業規模要件の第二号ハ「イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること」に該当するとして取り扱う
- 在留資格認定証明書が交付される場合又は在留資格変更等が許可される場合において決定される在留期間は「1年」

関連Q&A等

1 事業所の確保について

上陸基準省令の「経営・管理」の項の1号には、「事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること」又は「事業を営むための事業所が本邦に存在すること」とする基準が定められているところ、事業所については、総務省が定める日本標準産業分類一般原則第二項において、次のように規定されています。

○ 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

○ 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

以上の二点を満たしている場合には、上陸基準省令の「事業所の確保(存在)」に適合しているものと認められるところ、「経営・管理」の在留資格に係る活動については、事業が継続的に運営されることが求められることから、月単位の短期間賃貸スペース等を利用したり、容易に処分可能な屋台等を利用したりする場合には、上陸基準省令の要件に適合しているとは認められません。

出入国在留管理庁における上陸基準省令の「経営・管理」の項の1号への適合性の判断においては、事業所が賃貸物件であることが一般的であるところ、当該物件に係る賃貸借契約においてその使用目的が事業用、店舗、事務所等事業目的であることを明らかにし、賃貸借契約者についても当該法人等の名義とし、当該法人等による使用であることを明確にすることが必要です。ベンチャー企業などとして起こされた企業については、設立当初は規模が小さいことや少人数での事業運営が可能であること等から、住居としても使用している施設を事業所と定めて事業を行う場合等がありますが、住居として賃借している物件の一部を使用して事業が運営されるような場合には、住居目的以外での使用を貸主が認めていること(事業所として借主と当該法人の間で転貸借されることにつき、貸主が同意していること。)、借主も当該法人が事業所として使用することを認めていること、当該法人が事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有していること、当該物件に係る公共料金等の共用費用の支払に関する取決めが明確になっていること及び看板類似の社会的標識を掲げていることを必要とします。

なお、インキュベーター(経営アドバイス、企業運営に必要なビジネスサービス等への橋渡しを行う団体・組織)が支援している場合で、申請人から当該事業所に係る使用承諾書等の提出があったときは、(独)日本貿易振興機構(JETRO)対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)その他インキュベーションオフィス等の一時的な住所又は事業所であって、起業支援を目的に一時的に事業用オフィスとして貸与されているものの確保をもって、上陸基準省令にある「事業所の確保(存在)」の要件に適合しているものとして取り扱うこととします。

(「経営・管理」の在留資格の明確化等について(出入国在留管理庁令和4年10月策定)(抜粋))

関連Q&A等

Q30 在留資格「経営・管理」の事業の規模要件は次のいずれかに該当することとされていますが、(ハ)の「準ずる規模」とは具体的にどのようなものが該当しますか。

- (イ) その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤職員が従事して営まれるものであること
- (ロ) 資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること
- (ハ) これらに準ずる規模であると認められるものであること

A 「準ずる規模」と認められるためには、営まれる事業の規模が実質的に(イ)又は(ロ)と同視できるような規模でなければなりません。(イ)に準ずる規模とは、例えば、常勤職員1人しか従事していないような場合に、もう一人を従事させるのに要する費用(概ね250万円程度が必要)を投下して営まれているような事業の規模がこれに当たります。

また、(ロ)に準ずる規模とは、例えば、外国人が個人事業の形態で事業を開始しようとする場合に、500万円以上を投資して営まれているような事業の規模がこれに当たります。この場合の500万円の投資とは、当該事業を営むのに必要なものとして投下されている総額であり、例えば事業所の確保や雇用する職員の給与等、その他事務機器の購入経費等の目的で投下されているものがこれに当たります。

(出入国審査・在留審査Q&A https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/kanri_qa.html)